

平成27年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成27年7月16日(木)午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、機械担当係長、道路公園課長、維持保全担当課長、公園建設係長、計画課長、設計係長、保育課長、保育運営係長、子育て支援課長、子ども育成係長、施設給食課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認(資料1)
 - (2) 審議案件
平成26年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・工事契約一覧(資料2)
 - ・物品契約一覧(資料3)
 - ・委託等契約一覧(資料4)
 - ・設計・測量等契約一覧(資料5)
 - ・審議資料(抽出案件一覧)(資料6)
 - (3) 報告事項
現場代理人・主任技術者の兼任に係る制度の導入について(資料7)
平成26年度後期契約件数等(資料8)
指名停止措置等について(資料9)
 - (4) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
議事録の表現について
(委員長)
議事録の「お見込みのとおり」という表現に違和感がある。「そのとおり」など他の表現のほうがよいのではないか。

(事務局)
調整させていただく。

前回議事録の確認について

全委員了承

平成26年度後期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

抽出案件1 練馬区立開進第四中学校校舎等改築工事
（事務局）

高額な契約案件だが、入札の経過を確認したいという理由で抽出いただいた。

当該工事は、築50年以上を経過した開進第四中学校の校舎等の改築を行うもので、予定価格が1億8,000万円を超えるため、議会の議決を要する契約案件となっている。

練馬区では5億円未満の建築工事については、区内事業者優先発注基準に基づき、区内事業者を対象とした入札を原則としている。

当該工事案件は予定価格が10億円を超え、大規模で技術的に難度の高い建築工事となるため、区外業者も含めた建設共同企業体（以下「JV」という。）による制限付き一般競争入札を行った。

JVの第一順位は共同運営格付のAランクの区内業者、またはAランク150位以内の区外業者、第二順位は共同運営格付がA・Bランクの区内業者、第三順位はB・Cランクの区内業者の3者によるJVであることを入札参加条件とした。

入札には、第一順位が区内業者の6JVと、第一順位が区外業者の1JVの計7JVから参加申請があり、開札の結果、3JVが辞退、4JVが応札し、区内業者が第一順位のJVが12億7,780万円（税込13億8,003万円）で落札した。落札率は90.97%である。

意見・質問特になし

抽出案件2 練馬区立開進第四中学校校舎等改築電気設備工事
（事務局）

区外業者が落札した経過を確認したいという理由で抽出いただいた。

当該工事は、抽出案件1に伴う電気設備工事であり、こちらも議会の議決を要する契約案件となっている。電気設備工事については、1億5,000万円未満の工事については、原則区内事業者を対象とした入札を行っている。

当該工事案件については、予定価格が3億3,497万円と大規模で難易度が高い電気設備工事となるため、区外業者を含む3者JVによる制限付き一般競争入札を行った。

JVの第一順位がAランク、第二、第三順位がA・Bランクの区内業者3者に

よるJV、もしくは第一順位がAランクの200位までの区外業者、第二、第三順位がA・Bランクの区内業者3者によるJVであることを入札参加条件としている。

入札については、第一順位が区内業者の3JVと、第一順位が区外業者の1JVの計4JVから参加申請があり、開札の結果4JVが応札し、第一順位が区外業者のJVが2億7,969万円（税込3億206万円）で落札した。落札率は90.18%である。

（委員）

入札経過調書の第1回の結果が、上位3者でちょうど8,000円ずつ違う。何か考えられる理由があれば聞きたい。

（経理用地課長）

推測であるが、ソフト会社が情報公開により予定価格等のデータを収集しており、積算ソフトが発達していることが考えられる。各社が同じようなソフトを使っていれば、同じような数字が得られるのではないか。

建築・機械工事に比べて電気工事のほうが、設計労務単価、材料費ともに比較的読みやすいのではないかと推測している。

（委員）

そのようなソフトがあり、メーカーが同じということか。

（経理用地課長）

いくつかの会社がソフトを開発している。最低制限価格は、直接工事費に対して何%かけるかという計算式は公表している。

（委員）

予定価格と入札価格は、連動性がとれているのか。

（経理用地課長）

予定価格は1,000万円以上の工事は原則公表しているので、その価格から最低制限価格を予測して入札していると推測ができる。

（委員）

今回の上位3者は見込み額が若干違ったということか。

（経理用地課長）

推測であるが、そのように考えられる。

(委員)

各区とも同じような状況なのか。

(経理用地課長)

最低制限価格については公表しているところはほとんどないが、公表していないところでは、業種により違いはあるが、恐らく同様かと思う。

(委員)

各業者はソフトにより入札価格を出しており、実際の原価等はあまり考えずに入札しているということか。

(施設管理課長)

恐らく自社でその工事ができるかどうかを判断した上で見積もりをしている。その上で受託したいということであれば、最低制限価格も含めて積算のためにソフトを利用していると思う。ただし電気工事の場合は内訳書が少ないため、積算はしやすいと思われる。

(経理用地課長)

国の見解としては、適正な入札が妨げられる場合は予定価格を事前公表すべきではないとしている。

練馬区では予定価格を事前公表したほうが適正だろうと判断しているが、最低制限価格に近い金額になってくれば、最低制限価格も公表してはどうかという議論もあり、今後の課題だと思っている。

ただし、両方とも公表することにより、適正な見積りをせずに最低制限価格で入札し、あとはクジで勝てばよいということになれば本末転倒である。各区の状況も見ながら検討を進めたいと思っている。

(委員)

最低制限価格というのは、業者が履行するのに適正な利益を見込んだ価格と理解してよいのか。

(経理用地課長)

基本的にそのように考えている。区も国や都と同様の基準で設定している。例えば直接工事費であれば何%という形で、事業者が工事の品質や適正な履行を確保できるだろうと見込んだ数字である。

(委員)

今回の入札結果の数字については、問題意識は持っているということか。

(経理用地課長)

問題意識は持っている。

(事務局)

予定価格を事前公表するという話があったが、事前公表のメリットは、業者から職員に対する働きかけがなくなる点と思われる。

一方で、先ほどの話のように弊害がいくつか出ているが、それについては国や自治体で見解が分かれている。

東京都は職員への働きかけを防ぎたいという点を重視しているため、事前公表するという姿勢である。国は弊害があれば見直すべきという姿勢である。

(委員)

26年度の前期の入札案件では不調が多く、不調随契というのが結構あったが、後期になるとほとんどない。何か理由があるのか。

(施設管理課長)

前期は学校の夏休み期間中の工事があり、発注件数が非常に多い。これらの工事は9月頃に終わるため、後期に比べて前期の不調件数が多くなる。後期は工事の案件自体が少ないため、不調も少なくなる。

(委員)

後期に向けて工事費の見直しはしなかったのか。

(施設管理課長)

建築は行っている。しかし、今年については他の理由で不調があるため、別の対応をさせていただいている。

(委員)

工事時期の集中等で不調の有無があったということか。

(施設管理課長)

今年度は入札件数が例年より倍以上あり、学校施設における特殊な工事で不調が顕著になった。それは個別に対応させてもらった。

(委員)

練馬区に限らず、工事件数が多く、職人が不足しているため落札しにくいという話を聞いた。不調が少なくなったのは良いことだと思うが、単価を急に上げなければならなかったというのは、一体何だったのかという気がする。

(施設管理課長)

労務単価の上昇に伴い、主に春に工事費が上がっている。

27年度に不調の件数が多いが、武道場の天井改修工事が十数件あり、夏休み期間中の工事で全国的に天井改修の発注があった。特殊な天井であるため職人の確保が難しい状況にあったためと思われる。

大規模な工事については予定価格の90%程度の金額で落札されているが、中小の工事の場合は、例年より件数が多いため、業者側が多くの仕事の中で仕事を選択することができ、結果的に不調となることも考えられる。

(委員)

27年度に入ってから、特別な条件を除けば、工事費、材料費、人件費等を加えても、概ね落ち着いてきたと考えてよいのか。

(経理用地課長)

毎年、国は設計労務単価を改定している。一昨年、15%程度大幅に上がったが、昨年は7%となり、今年度は全国平均で4%、東京都内で2.5%の上昇ということで、比較的落ち着いてきたと推測できる。

しかし、今後、オリンピック需要が進む等の要因があれば、人件費や材料費が上がる可能性はある。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件3 街路灯省エネルギー化改修工事(その2)

街路灯省エネルギー化改修工事(その3)

(事務局)

同じ街路灯省エネルギー化改修工事の件名で、落札率に開きがある理由を確認したいとの理由で抽出いただいた。

いずれの工事も、練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づく温室効果ガス総排出量の削減と、平成32年からの「水銀に関する水俣条約」に対応するため、省

エネルギー型の街路灯に改修する工事である。具体的には、水銀灯型の街路灯を蛍光灯型およびLED型の街路灯へ改修するものである。

その2の工事は、改修箇所が120箇所と多く、予定価格が1,000万円以上となるため、共同運営格付けがA・B・Cランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

その2の一般競争入札には、20者が参加、応札し、2者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で札を入れた業者が9者あったため、9者のくじ引きにより落札業者を決定したものである。落札率84.18%で落札された。

その3の工事は、改修箇所が90箇所程度で予定価格が1,000万円未満となるため、共同運営格付けがB・C・Dランクの区内事業者を対象に、予定価格事後公表の希望制指名競争入札を行った。

希望制指名競争入札とは、事業者から指名希望を募り、希望が少ない場合は追加指名をして行う指名競争入札である。

その3の希望制指名競争入札では、14者から指名希望申請があり、希望の全者を指名して入札を行った。開札の結果、1者が辞退、13者が応札し、6者が最低制限価格未満で失格となり、落札率94.73%で落札された。

落札率に開きが出た理由だが、一般競争入札を行ったその2は、予定価格が事前公表で、例年入札参加業者も多いため、事業者に競争性が働き、最低制限価格の読み合いになり、低い落札率になったものと想定される。

希望制指名競争入札を行ったその3は、参加事業者は多かったものの、予定価格が事後公表のために最低制限価格が読みづらく、結果的に高い落札率になったものと想定される。

(委員)

その2とその3というのは、地区別に分けているのか。また、予定価格を箇所数で割ると平均的な金額がでてくるが、その2が15万円を超えており、その3は7万円程度である。どういう理由で分けているのか。また、これらを合わせて入札を行うことはできないのか。

応札している業者を見ると、ほとんど重複している。入札を分けていることで経済的な効果としてどうなのか。

また、その3は応札している会社の半分以上が最低制限価格未満で失格となっているが、最低制限価格の設定は妥当だったのか。

(道路公園課長)

その2については、電柱に設置をするようなアームとランプが一体となった構造のものを交換する工事である。

その3については、本体が街路灯単体で設置されているものである。従って安定器が下の部分に付いていて、ランプが上に付いている。工事の内容が違うということで分けている。

入札経過に記載されているように、履行場所が、その2が120か所、その3が97か所ある。一定の期間にかなりの数を施工するということになるため、分けざるを得ない。

工事の内容が異なることと合わせて、短期間で目標の工事を終わらせるために分けているものである。

(経理用地課長)

最低制限価格についてだが、その2もその3も、掛け率等の積算方法は同じである。

その2の方が予定価格を公表しているため、最低制限価格を推測しやすい。

その3については、予定価格を公表していないため、最低制限価格を推測するのが難しい。その3の方が価格を読めなかった業者が多かったのかと思われる。

(委員)

その掛け率というのは、どういうものか。

(経理用地課長)

例えば直接工事費掛ける何%、それから共通架設費掛ける何%、一般管理費掛ける何%などというように計算して、最終的に総合計した金額の予定価格に対する率(%)が最低制限価格の掛け率になる。予定価格にその率(%)を掛けたものを下回ると失格になるという形である。

予定価格がわからなければ、低い方は失格になってしまう可能性がある。そうになると比較的高い落札金額になる傾向があると思う。

(委員)

一定の期間の中で、短期間で終わらせなければならないという話があった。全箇所を短期間で一斉に終わらせなければならないのか。

(道路公園課長)

水銀灯のランプについては、平成32年からは製造および使用ができない。区内に4万灯ある街路灯を、すべてではないが、一定の期間の中で終わらせなければならない。できるだけ平準化はしているが、一定の期間内での執行というのが目標となっている。

(委員)

それぞれの案件の工期が、11月から3月と1月から3月である。いずれの工期も11月から3月までに設定すれば同じ契約でもできるのではないか。

区内業者の育成、経済の活性化などいろいろあると思うが、税金であるから、区民からすればなるべく安く契約してもらいたい気持ちがある。何か工夫はないのか。

(道路公園課長)

できるだけ工事の期間を長くとり、適切に工事を行ってほしいということも区としては考えている。

一方で、一定の規模、件数を発注するとなると体制の問題もある。年間に6件ないし8件程度発注するため、後半についてはこのような工期になっているということでご理解いただきたい。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件4 練馬区土木部土支田中央区画整理土支田分室の解体工事

(事務局)

具体的な工事の内容と、入札の経過を確認したいとの理由で抽出いただいた。

当該解体工事は、区画整理事業に伴う土木工事の現場事務所として平成21年から区が使用していた建物を、平成26年3月で土木工事が終了したため、解体する工事である。

工事内容としては、建物および基礎の撤去、給水管・下水管の撤去、電気供給設備の撤去、駐車場に敷設していた砂利や事務所前のアスファルト・フェンスの撤去等を行うものである。

予定価格が1千万円未満の工事となるため、区内業者を対象とした予定価格事後公表の希望性指名競争入札を行った。

指名希望申請があった3者に区で5者を追加で指名し、8者による希望制指名競争入札を実施したところ、1者は辞退、2者は不参加、応札した5者の内1者は最低制限価格未満で失格となり、落札率90.33%で落札された。

(委員)

今の説明で、「ひき家」というのはあったか。「解体」だけの話なのか。

(事務局)

電子自治体共同体運営の業種が「ひき家・解体」である。工事そのものは解体工事である。

(委員)

規模をお聞きしたい。何坪程度のどのような建物なのか。

(施設管理課長)

鉄骨の平屋建てで、延べ235㎡である。

(委員)

更地にしたのか。

(施設管理課長)

更地にした。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件5 公園施設長寿化対策遊具更新工事(その2)

公園施設長寿化対策遊具更新工事(その1)

(事務局)

いずれも落札率が高くなっているが、工事の具体的な内容と入札の経過を確認したいとの理由で抽出いただいた。

いずれの工事も、国の公園遊具に関する安全基準や維持補修の見直しと、それに伴う練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、かつての安全基準で設置された遊具を、順次現在の安全基準に見合い、かつ耐用年数の長い遊具への更新を図る工事である。

その2の工事は、東大泉の泉こぶし公園、関町南のたけした公園の2か所の公園での工事となり、予定価格が1,000万円以上のため、共同運営の順位が400位まで、かつ経審P点700点以上の区内業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

その2の一般競争入札では、参加した8者のうち1者が辞退、7者が応札し、落札率98.28%で落札された。

その1の工事は、光が丘のあかね雲公園1か所の工事で、予定価格が1千万円

未満となるため、共同運営の順位が400位より下位、または経審P点700点未満の区内事業者を対象に、予定価格事後公表の希望制指名競争入札を行った。

その1の希望性指名競争入札では、指名希望申請があった8者全者を指名し、1者が辞退、7者が応札し、3者が最低制限価格未満で失格となり、落札率98.7%で落札された。

落札率が高くなった理由は、いずれの工事も入札価格に占める遊具の購入代金の割合が高く、予定価格が公表されていても、競争性が働きにくかったことが想定される。

(委員)

長寿命化が図れるような遊具というのは限定されているのか。

(維持保全担当課長)

平成25年に長寿命化計画を策定した際に、施設の耐用年数、遊具の安全距離等をもとに、区内に600か所近くある都市公園の遊具について、更新する順位、補修していく順位を決め、平成26年度から順次改修を行っている。

(委員)

600近くある遊具すべてについて、見直して取り替えていかなければいけないのか。

(維持保全課長)

当面10年間の改修計画を持っているが、10年後に耐用年数がきて、その後も順次同じ状況になる。

必ずしも遊具すべてを交換するのではなく、使用しながら延ばせるものは延ばし、その時点で見直しをしながら実施する。

(道路公園課長)

改修計画については、施設本体からの安全距離の確保、老朽化といった基準から、600基相当の遊具をA B C Dというランクに位置付けている。たとえば、Dランクは危険性が高いというもので早急に取り換え、Cランクであれば計画的に更新となるが、現在行っているものはCランクのものである。

(委員)

それでも期間と費用が必要になると思うが、国の基準が変わったということであれば、基準に合わせて更新することに対して補助金のようなものはあるのか。

(道路公園課長)

長寿命化計画にある工事については、国が補助金を出している。公園工事についても、この改修計画を立てることに対して補助金がもらえるというメリットがあり、区としても計画的に進めている。

(委員)

そのようなことであれば、進めてもらうのは結構なことだと思う。それにしても10年間でA B C Dランクを順次行っていく間に、また劣化していくものがあるから、相当な費用はかかる。

(委員)

既存の施設をそのまま更新していくのか。この先、人口動態など大きく変わっていくと、総合的に考えることが必要ではないか。

ずっと遊具がある公園が必要なのか、あるいは更地にしたほうがいいのか等、担当の立場から、どのようなことを考慮に入れているのか。

単に劣化率によって優先順位を付けているのか、利用率や、近隣住民のアンケートを取りながら決めているのか。

(維持保全課長)

今、委員が言われているところの検討を始めているところである。

公園の利用者の層が、徐々に子どもが少なくなり高齢者が多くなっている。例えば、子どもが遊んでいたブランコから健康遊具に変えとか、これから地元の意見を聞きながら、更新と物の質を変えるということを考えている。

(経理用地課長)

新設工事で、ワークショップのようなものを近隣と行いながらという例はあるのか。

(道路公園課長)

先ほどお話をいただいたのは、危険度を勘案しながら更新するという工事である。

新設工事の場合は、設立当初からワークショップや説明会等で意見を聞き、配置も含めて設置する内容を決めている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 6 練馬区立豊玉小学校階段昇降機設置工事
練馬区立中村小学校階段昇降機設置工事

(事務局)

同じ階段昇降機設置工事の件名で、落札率に開きがある理由を確認したいとの理由で抽出いただいた。

当該工事は、肢体不自由な児童が学校の階段の昇り降りに使用する階段昇降機を設置する工事である。

いずれの工事も、予定価格が1,000万円未満となり、本来ならば希望制指名競争入札実施要綱等に基づき、希望制指名競争入札を行うところだが、毎年11月ごろに障害を持つ児童が入学・転入する学校が決まり、教育委員会から工事担当課へ工事の施工委任がなされてから起工・予定価格の積算、公募となると、児童の入学前の3月末の工期に間に合わないことから、希望制ではなく任意の指名競争入札を行っている。

練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱等に基づき、区内業者がいないため、共同運営のエレベーターの業種登録があり、階段昇降機の設置実績がある区外業者7者による任意指名競争入札を行った。

豊玉小学校の開札では、指名した7者のうち2者が辞退、3者が不参加、2者が応札し、落札率95.49%で落札された。翌日に行われた中村小学校の開札では、指名した7者のうち5者が辞退、2者が応札し、落札率82.12%で同じ業者が落札した。

落札率に開きが出た理由だが、豊玉小学校については、応札した業者は2者のみであったため、予定価格は非公表だが、競争性が働かずに高い落札率になったと想定される。

中村小学校については、前日の豊玉小学校の入札経過が公表されているため、豊玉小学校の落札額より低い額での競争になると見込んだ落札業者が、更に低い額で入札したのではないかと想定される。

(委員)

見積りをするとき、専門業者から見積書を取ったのか。

(施設管理課長)

見積りについては、時間がなかった関係で1者からしかとっていない。例年、同じような発注をかけているため、金額としては毎年同じような額となっている。

(委員)

1者から見積りを取って予定価格を決めるというのは適切ではない。

(施設管理課長)

見積りについては落札業者から取ったが、毎年同じような工事があるため、およその金額は入札に参加する業者は把握していると思われる。

今後については、見積りは複数取るように努めたい。

(委員)

落札した業者だけが入札価格が低く、あとは高いか辞退ということがないよう、事前の見積りを複数の業者から取るとか、慎重に考えなければいけないと思う。

(経理用地課長)

入札案件に関わらず、小額な案件である課長契約についても、必ず2者以上の見積りを取るよう周知している。

しかしながら、時間がない、小額の案件で複数見積りを取るのには業者に悪いのではないかといった意識が働くのか、1者からしか取っていないということも聞く。

競争性の確保であるとか、公平性・公正性ということになると、複数者からの見積りというのが必須になると考えている。今後とも意識啓発に努めていきたい。

(委員)

時間等いろいろな制約があるとは思いますが、原則複数者から見積りを取るというのが好ましい状況なので、そのように努めていただきたい。

(委員)

階段昇降機だが、メーカーというのは日本に何社ほどあるのか。

(施設管理課長)

メーカーとしては2者ある。代理店が行う場合もある。

(委員)

メーカーは何という会社か。

(施設管理課長)

中央エレベーターと、マイクロエレベーターが製造している。

(委員)

中央エレベーターとマイクロエレベーターが製造会社であり、日本特殊輸送機は代理店なのか。

(施設管理課長)

そこまでは把握していない。製造はその2者と思われる。

(委員)

そうすると、中央エレベーターとマイクロエレベーターから見積りをとればよかったということか。

(施設管理課長)

そういうことになる。2回目の入札については、1回目の入札結果が出ているため、300万円で落札しているというのであれば、やはり同じ業者が取りにくと思われる。同じ業者が同じものを2つ作るほうがメリットがある。

(委員)

一方の製造業者であるマイクロエレベーターが辞退するというのがわからない。

(施設管理課長)

それは私どももわからない。

(経理用地課長)

電子入札で辞退理由をコメントとして入力できる欄がある。入力は強制ではないので、ない場合もある。

(委員長)

添付資料として出せるようお願いしたいと思う。

委員会最終意見

各主管課が複数者から見積もりをとるよう努めてもらいたい。

抽出案件7 アップライトピアノの購入(その1)

アップライトピアノの購入

(事務局)

同じアップライトピアノの購入の件名で、落札率に開きがある理由を確認したいとのことで抽出いただいた。

購入するアップライトピアノは、区内の景気対策と区内事業者の育成を目的とした補正予算により購入するものである。

アップライトピアノの購入（その１）は、保育園で購入する29台のうち15台を、アップライトピアノの購入は、児童館で使用する4台を購入するもので、参考品として提示したピアノは同じものである。

保育園のアップライトピアノの購入（その１）については、購入台数も多く、区内事業者育成を目的とする補正予算で執行されるため、より多くの区内業者に受注機会が与えられるように、（その２）と分割して発注している。

予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件のため6業者以上の指名が必要となり、区内業者4者と、一定の競争性も担保する必要があるということで、区外業者2者を含めた6者による任意指名競争入札を行った。

区内業者はその１、その２の両案件に指名し、区外業者は1件の指名となっている。開札の結果、指名業者6者が応札し、区内業者が落札した。

児童館のアップライトピアノの購入については、予定価格が300万円未満の物品購入となり、5業者以上の指名が必要となり、こちらについても区内業者4者と区外業者1者を加えて任意指名競争入札を行った。

開札の結果、指名業者5者のうち1者が辞退し、4者が応札してその２と同じ業者が落札した。

落札率に開きが出た理由だが、落札金額から1台あたりの購入単価を積算すると、保育園のピアノも児童館のピアノもほぼ同額である。

予算の見積りが保育園分も児童館分も同一業者から取っているが、保育園の方が高く、児童館のほうが低くなっている。

これについて見積り業者に確認したところ、保育園分の見積りは26年7月に提出したもので、少し高めの見積りを提出している。児童館分については、保育園分の入札後の12月に提出した見積りである。保育園分を落札した業者が見積りを出しており、その落札価格を参考に提出しているため、より低い見積りになっている。

その低めの見積書を参考に、区は予定価格を設定したため、落札単価はほぼ同じだが、落札率に違いが出たということが想定される。

（委員）

設備の更新のための取り替えなのか、新規導入なのか。

（保育課長）

保育園は60園すべてにアップライトピアノを設置しているが、特に老朽化が著しいものをランク付けしており、今回更新という形で購入している。

（子育て支援課長）

児童館の4台だが、保育課と同様に老朽更新である。

(委員)

取り替えた時、ピアノの場合は引き取るのが大変だと聞くが、それも考慮に入れているか。

(保育課長)

納品をする際に、既に保育園に設置されていたピアノについては引き取りも合わせて行う条件を仕様書に入れている。

(委員)

メーカーは同じなのか。いくつか有名なメーカーがあると思うが、メーカーの指定は行われているのか。

(経理用地課長)

「ヤマハのB121・高低自在椅子とカバー付き」を参考品として指定している。それと同程度のものであれば良いが、結果的に納品されたものは参考品である。

(委員)

老朽化して処分となったピアノは、買い取りができないほどの古さなのか。

(子育て支援課長)

児童館から引き取ったピアノだが、一番古いもので38年経っている。4台のうち、一番新しいものでも34年を経過している。

(委員)

ピアノの機能を果たさないということか。

(子育て支援課長)

音が鳴るか鳴らないか等の判断の仕方は色々あると思うが、今回は、音は出るが古いものから更新するという内容である。

(委員)

更新するのは問題ないが、老朽ピアノを単に捨ててしまうのか、買い取りができる余地がなかったのか。

(子育て支援課長)

古さだけではなく、例えば鍵盤が取れてしまった等の中でも使ってきた経緯がある。違う目的で使うということも考えたが、結果的に処分した。

(総務部長)

例えば区の清掃車を老朽化により更新する際には、それを引き取る業者があり、発展途上国などに輸出等している。ピアノに関してはわからない。

(経理用地課長)

業者も撤去の運搬費用等と、それを他に回した場合とを比較して、入札金額を設定していると思う。老朽化したピアノが売れるのかどうか業者に確認してみたらどうか。

(委員)

車の場合は売却をよく行っている。ピアノの場合にそれができないかと思ったので質問した。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 8 練馬区立小中学校トイレの特別清掃

(事務局)

特別清掃の内容と入札の経過を確認したいという理由で抽出いただいた。

委託内容は、日常の児童・生徒によるトイレ清掃では除去できない尿石や便器の黄ばみ・黒ずみ、排水溝の清掃等を各学校4年に1回程度の周期で専門業者に委託するものである。26年度については小学校12校分、中学校4校分を委託している。

予定価格が300万円以上1千万円未満となるため、区内業者6者による任意指名競争入札を行った。

開札の結果、6者が応札し、405万円(税込437万4,000円)で落札された。

意見・質問特になし

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 9 道路修正および交差点設計委託（補助 132 - 期）

（事務局）

入札の経過を確認したいという理由で抽出いただいた。

当該委託業務は、都市計画道路の幹線街路補助線・街路第132号線の延長、バスルート変更に伴うバス停の設置、自転車走行レーンの設置等の道路修正設計、およびバスルート変更に伴う交差点間隔、交差点付近の線形の再検討、警視庁との協議資料の作成等の平面交差点設計を委託するものである。

予定価格が1,000万円未満の設計業務となるため、区内業者 5 者と区外業者 1 者の 6 者による任意指名競争入札を行った。

開札の結果、入札には 6 者が応札し、区内業者が350万円（税込378万円）で落札した。

意見、質問特になし

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

（委員長）

以上で審議案件は終了する。

現場代理人・主任技術者の兼任に係る制度の導入について（報告）

（委員長）

報告事項に移る。現場代理人・主任技術者の兼任に係る制度の導入について、資料 7 の説明をお願いしたい。

（経理用地課長）

資料 7 に基づき説明

（委員）

建築一式工事を5,000万円以上としているのは、理由があるのか。

（経理用地課長）

主任技術者については建設業法で定めている金額であり、現場代理人についても

基本的には合わせている。

(委員)

1回の請負工事が2,500万円、建築一式工事の場合は5,000万円とわざわざ断っている。その内容はということなのか。

(施設管理課長)

給排水や電気設備などの工事に比べれば、建築工事のほうが一般的には金額が大きくなるのが加味されているのではないか。通常の機械・電気工事よりも建築工事の方が倍以上の金額になる。

(委員)

主任技術者の兼任のところで、一体性もしくは連続性が認められる建設工事とあるが、どのようなことを言っているのか。

(施設管理課長)

例えば同種の道路工事でA工区とB工区と発注をかけた場合、同じ業者がA工区とB工区の契約を取った際に適用されると思われる。

(委員)

練馬区の現在の条件が、他と比べて厳しい案件かと思われる。同じようなことは他にはないのか。他では認めているが、練馬区では認めていない例というのではないのか。

(経理用地課長)

基本的には国が行い、概ね各地方公共団体も同じような取り扱いをされたいという流れになるため、ほぼそれに従って緩和をしていくことになる。

この件以外では、設計労務単価改訂によるスライド関係については迅速に対応している。

契約方法ということに関して言えば、担い手三法と言われる公共工事の品質確保の促進に関する法律、入札契約適正化法、建設業法が改正された。これにより地域の資源である業者を生かし、様々な形の契約ができないか、各自治体で検討するよう国から求められている。

例えば、区では通常単年度契約が基本だが、それを3年程度にまとめられないか、区域をある程度まとめて契約できないか等、様々な契約方法を検討するような話があるので、今後精力的にやらなければならないという意識はある。

(委員)

これからの公会計のあり方について、今年の1月から3年間かけて全国で統一する動きがある。公会計の基準を統一する。

自治体間の事業ごとの比較や検討が行いやすくなると思うが、近隣の自治体とどこが違うのか、独創性があるのかなど、様々なことを考えながら行うことで将来大きく変わってくると思う。

事業者の兼任を認めることで、より受け手が多くなり、フレキシブルに対応できると思う。注意しながら行っていただきたい。

(経理用地課長)

公会計については、例えば総務省が会計事務システムを近々リリースすると聞いている。各事業者からもこういう契約方法はできないかというご要望等も受けている状況なので、今後検討を進めていきたい。

平成26年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について(報告)

(事務局)

資料8、資料9に基づき説明

その他

次回開催日程については、平成27年11月18日(水)午後1時30分を予定。